

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
強化本部及び普及本部の実施事業におけるスタッフ謝金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）の強化本部及び普及本部の実施事業におけるスタッフ謝金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用を受ける者は、強化委員として委嘱されている者又はそれに準ずる者並びに普及事業におけるコーチ、運営スタッフ及び計測員等とする。

(強化スタッフ謝金)

第3条 本連盟が実施する強化事業におけるスタッフ謝金は、国内、海外の区分ごとに定め、別表1に掲げるとおりとする。但し、JOCから専任コーチ（トップアスリート、ジュニアアスリート）、専任メディカルスタッフ又は専任情報・科学スタッフとして委嘱された者については、別に定める。

- 2 強化事業に係るWEB会議についても、謝金の対象とすることができるものとする。
- 3 国際アイスホッケー連盟の主催するキャンプや研修並びに移動を伴う会議や視察については、第1項に規定する謝金は支給せず、これに替えて役員等旅費規程第11条に規定する専門委員と同等の日当を支給するものとする。
- 4 強化スタッフに係る謝金及び旅費の負担区分については、事業の内容ごとに定め、別表3に掲げるとおりとする。

(JOC専任コーチ等の謝金)

第4条 JOCからトップアスリート専任コーチ又は専任情報・科学スタッフとして委嘱された者については、原則として、本連盟から謝金を支給しない。但し、強化本部長が必要と認めるものについてはこの限りではない。

- 2 JOCからジュニアアスリート専任コーチ又は専任メディカルスタッフとして委嘱された者については、委嘱時に取り決めた活動日数を超えた場合に限り、その理由を精査し、強化本部長が必要と認めるものについては、別表1に基づいて本連盟から支給する。

(覚書の締結)

第5条 前条第2項の該当者とは、謝金の支払い条件について予め本連盟と覚書を締結し、お互いに疑義が生じないように努めなければならない。

- 2 前項の覚書の様式及び内容については、別に定める。

(普及事業におけるスタッフ謝金)

第6条 スキルチャレンジ・クリニックなど普及事業におけるスタッフ謝金は、スタッフの区分

ごとに定め、別表4に掲げるとおりとする。

(謝金の支払い)

第7条 謝金の支払いは、原則として銀行振込により行うものとする。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第8条 謝金の支払いについては、本連盟は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 強化スタッフ謝金

(単位 金額：円)

区 分	対 象 者	謝 金 額		備 考
		現 行	改正案	
国内合宿 国内大会	監督・コーチ 運営スタッフ	3,000	5,000	【旅行雑費】 移動日に限り、食費として参加者1人当たり 2,000円の旅行雑費を支給することができる。
	ドクター	10,000	10,000	
	トレーナーS	20,000	20,000	
	トレーナーA	15,000	15,000	
	トレーナーB	10,000	10,000	
	用具マネージャー	10,000	10,000	
	通 訳	10,000	10,000	
海外遠征	監督・コーチ 運営スタッフ	3,000	5,000	【旅行雑費】 移動日に限り、食費として参加者1人当たり 5,000円を限度とし、強化本部長の合意の下に 旅行雑費を支給することができる。 【現地スタッフ謝金】 現地でスタッフを委嘱する際は、10,000円/ 日相当の現地通貨額を基本として折衝し、強化 本部長の合意の下に支給することができる。
	ドクター	10,000	20,000	
	トレーナーS	20,000	20,000	
	トレーナーA	15,000	15,000	
	トレーナーB	10,000	10,000	
	用具マネージャー	10,000	10,000	
	通 訳	10,000	10,000	
WEB会議	監督・コーチ 運営スタッフ	-	3,000	【支給要件】 WEB会議の出席に係る謝金は、予め強化本部 長又は強化委員長から出席要請依頼のあった 者に限り支給することができる。 【会議時間】 1回当たり概ね2～3時間を想定したもので、 謝金の支給対象とする会議は月2回を限度とす る。
	ドクター			
	トレーナーS			
	トレーナーA			
	トレーナーB			
	用具マネージャー			
	通 訳			

(注1) 国内合宿・国内大会及び海外遠征の謝金の額は、1日当たりの金額とする。

(注2) WEB会議は「強化戦略プラン」及び「競技者育成プログラム」に基づくものとし、謝金の額は、1回当たりの金額とする。

(注3) トレーナーランクは強化本部長の判断によるものとする。

(注4) 専門的能力を有する通訳については「専門家謝金に関する規程」を準用することができる。

(注5) 強化事業におけるセミナー等で上記の表によらない管理栄養士等の専門家を招聘する場合には「専門家謝金に関する規程」を準用する。

(注6) 謝金の額は、源泉所得税税引き後の金額とする。

別表2 強化事業（試合）におけるオフィシャル謝金

（単位 金額：円）

レフェリー システム	競技役員		レフェリー		ラインズマン	
	1名/1試合	最大 配置人数	1名/1試合	配置人数	1名/1試合	配置人数
4人制	2,000	25名	5,000	2名	3,000	2名
3人制				1名		
2人制				2名		

（注1）謝金の額は、1試合当たりの金額とする。

（注2）U16以下のカテゴリーは普及事業（試合）におけるオフィシャル謝金（別表5）に準ずる。

別表3 強化スタッフに係る謝金及び旅費（交通費、宿泊費、日当）等の負担区分

区分	事業内容	主催者	負担区分				
			交通費	宿泊費	食費	日当	謝金
日本代表 事業	合宿（国内/海外）	日ア連	○	○	○	—	○
	大会（国内/海外）	日ア連	○	○	○	—	○
ブロック 事業	国内ブロックキャンプ	日ア連	○	○	○	—	○
IIHF 事業	ディベロップメントキャンプ ハイパフォーマンスキャンプ コーチセミナーなど	IIHF	○	IIHF 又は ○	IIHF 又は ○	○	—
スクール 事業	クリニック、スキルチャレンジ	日ア連	○	○	○	—	○
	WEBクリニック講師・発表者	日ア連					○
	コーチ・講師派遣	依頼者	依頼者	依頼者	依頼者	—	依頼者
視察		日ア連	○	○	—	○	—
会議	出席（移動を伴う）	日ア連	○	○	—	○	—
	WEB会議（移動なし）	日ア連	—	—	—	—	○

（注1）負担区分欄の○印は、本連盟が負担することを意味する。

（注2）WEB会議に伴う謝金の支給対象は月2回を限度とする。

別表4 普及事業におけるスタッフ謝金

(単位 金額：円)

区 分	謝 金 額	最大配置人数	備 考
コ ー チ	強化謝金に準ずる	5名	
運 営 ス タ ッ フ	強化謝金に準ずる	10名	
計 測 員 シ ュ ー タ ー デ モ ン ス ト レ ー タ ー	2,000	15名	

(注1) 謝金の額は、1日当たりの金額とする。

別表5 普及事業（試合）におけるオフィシャル謝金

(単位 金額：円)

レフェリー システム	競技役員		レフェリー		ラインズマン	
	1名/1試合	最大 配置人数	1名/1試合	配置人数	1名/1試合	配置人数
4人制	1,000	25名	3,000	2名	2,000	2名
3人制				1名		
2人制				2名		

(注1) 謝金の額は、1試合当たりの最大金額とする。